手引書承認等（指標確認を受けなければならない場合を除く。）	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
	金額（円）	9,200	15,500
相当手引書承認等（相当指標確認を受けなければならない場合に限る。）	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
	金額（円）	83,500	102,400
相当手引書承認等（相当指標確認を受けなければならない場合を除く。）	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
	金額（円）	9,200	15,500

別表第一の六（第四十五条関係）

手引書承認等（指標確認を受けなければならない場合に限る。）	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
	金額（円）	83,400	102,200
手引書承認等（指標確認を受けなければならない場合を除く。）	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
	金額（円）	9,000	15,300
相当手引書承認等（相当指標確認を受けなければならない場合に限る。）	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
	金額（円）	83,400	102,200
相当手引書承認等（相当指標確認を受けなければならない場合を除く。）	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
	金額（円）	9,000	15,300

別表第二国際大気汚染防止原動機証書の再交付又は書換えの項の次に次のように加える。

国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の再交付又は書換え	1通につき　4,200円

別表第三予備検査合格証明書の再交付の項の次に次のように加える。

二酸化炭素放出抑制対象船級船に係る国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付	1通につき　3,400円

別表第三中「船級船」を「検査対象船級船」に改める。

別表第三の二国際大気汚染防止原動機証書の再交付又は書換えの項の次に次のように加える。

国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の再交付又は書換え	1通につき　4,050円

別表第三の二予備検査合格証明書の再交付の項の次に次のように加える。

二酸化炭素放出抑制対象船級船に係る国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付	1通につき　3,200円

別表第三の二中「船級船」を「検査対象船級船」に改める。

第一号様式から第一号の二の四様式まで、第一号の四様式及び第一号の五様式中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則」に改め、第一号の五様式の次に次の六様式を加える。

第一号の五の二様式（第一条の二十四関係）

手引書承認等引継申請書

年　月　日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名　　印

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第１条の24の規定により、次のとおり申請します。

船　　名		船舶番号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名			
引継ぎ後二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等を受けようとする時期			
引継ぎ後二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等を受けようとする場所			
二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等の引継ぎを受けようとする理由			
備　　考			

（注）　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。
　　2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。